

【食の安全・安心】

消費者に支持される安全・安心な農林水産業の展開

項目	現状 (25年度)	目標 (29年度)
「環境にやさしい農業」取組産地数*1 (累計)	104 産地	150 産地
放射性物質の出荷制限等が行われている農林水産物 *2	8 品目 27 地域	出荷制限等の解除を目指します

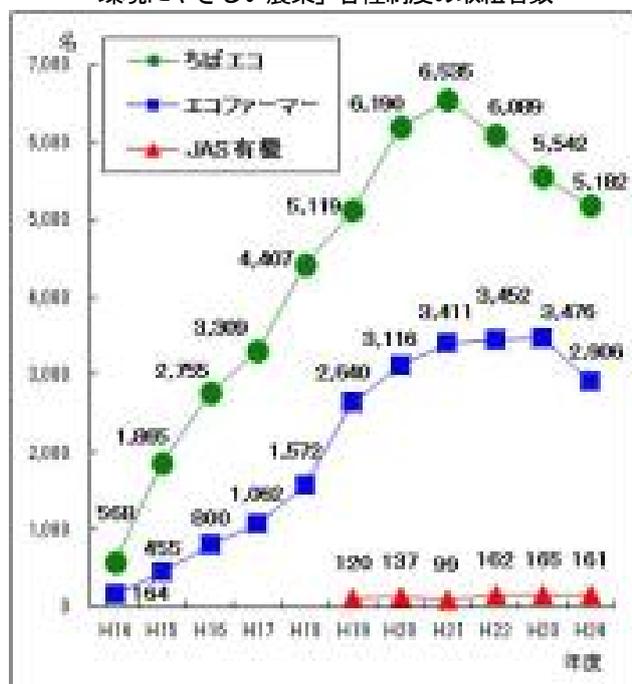
*1 「環境にやさしい農業」取組産地数(ちばエコ農業産地、エコチャレンジ産地、GAP認証制度導入産地の合計数)について、10産地/年程度を育成します。

*2 放射性物質の出荷制限等が行われている品目及び地域について、国の基準値を安定的に下回っていることを確認の上、解除手続きを進めます。

[現状認識]

本県農業の持続的な発展を図るためには、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減、さらには、農業の有する環境保全機能の向上に配慮した農業を推進していくことが重要です。

「環境にやさしい農業」各種制度の取組者数



近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が頻発しており、収量減少や品質の低下等の発生など、農産物の生産への影響が深刻になっています。また、肥料等の過剰な使用が地下水への環境負荷となっているとの報告など、適正使用が求められています。

一方、「食」を通じた健康づくりなど「食」に対する関心が高まる中、消費者の信頼を揺るがす産地偽装などの事件や、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産物への放射性物質の影響が問題となっています。

[基本方向]

本県農業の持続的発展に向け、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、I P M^{※1}（総合的病害虫・雑草管理）技術を活用するとともに、「エコファーマー^{※2}」、「ちばエコ農業^{※3}」やG A P^{※4}（農業生産工程管理）など各種制度を活用し、「環境にやさしい農業」を段階的かつ総合的に推進します。

また、農林水産業の振興を通じ、県民一人ひとりがバランスの良い食生活を実践する食育の取組を進めるとともに、安全な県産農林水産物の供給を確保する観点から、放射性物質のモニタリング検査の実施や食品表示の適正化など、食の安全・安心の確保に努めます。

※1 I P M : Integrated Pest Management の略称で総合的病害虫・雑草管理と訳されます。病害虫の発生状況に応じて防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術です。

※2 エコファーマー：国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学合成農薬や化学肥料の節減等の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者のことで。

※3 ちばエコ農業：化学合成農薬と化学肥料を通常の栽培基準の2分の1以下に減らす栽培に取り組む産地の指定や、栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証する県独自の認証制度です。

※4 G A P : Good Agricultural Practice の略称で農業生産工程管理と訳されます。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。

[主な取組]

1 「環境にやさしい農業」の面的な取組拡大

取組の方向性

本県農業の持続的な発展を図るため、県独自の認証制度である「ちばエコ農業」を中心に「環境にやさしい農業」の各種制度を継続して推進するとともに、近年の新規取組が個人中心となり産地の取組数が停滞・減少していることから、経営・技術面の支援や産地の取組に関する情報の発信などにより面的な取組拡大を推進します。

具体的な取組

ア 各種制度の効果的な活用による「環境にやさしい農業」の取組拡大

- ・「環境にやさしい農業」の各種制度の活用を通じて産地体制の強化を図るため、「エコファーマー」の認定促進、「エコファーマー」から「ちばエコ農業」へのステップアップ、「ちばエコ農業」の取組拡大を体系的に推進するとともに、有機農業の取組を支援します。
- ・G A Pの導入支援により、産地における環境保全や安全・安心対策等の総合的な強化を図ります。

イ 経営面の課題や品目に応じた技術の導入推進

- ・新技術の導入により「環境にやさしい農業」に取り組む産地の拡大を図るため、I P M技術による難防除病害虫対策と化学合成農薬の低減技術や、土づくりを基本に省力技術と組み合わせた化学肥料の低減技術の普及を図ります。

- ・試験研究機関・民間と連携した新たな技術開発と普及を図るとともに、新技術導入のための機械・施設及び資材導入経費を助成します。

ウ 消費者から産地の顔が見える産地づくり

- ・「ちばエコ農業」などの「環境にやさしい農業」の認知度向上を図るため、県ホームページ等による産地情報の発信、各種イベントを通じたPR活動を支援するとともに、他産業とのマッチングによる地域ブランドづくりを進めます。

エ 推進体制の整備

- ・「環境にやさしい農業」の取組拡大や産地強化を図るため、県段階、地域段階での推進体制を強化します。
- ・国・市町村との連携を進めるとともに、関連事業を活用します。

主な事業

- 「ちばエコ農業」、「エコファーマー」など「環境にやさしい農業」の推進
- I P M技術の取組拡大の推進

【達成指標】

項目	現 状 (25 年度)	目 標 (29 年度)
天敵を活用した I P M技術導入率*1 ※1	3%	10%
G A P導入産地数*2 ※2 (累計)	37 産地	60 産地

*1 天敵を活用した I P M技術導入率の年 2%増加を目指します。

*2 生産工程管理手法を新たに導入する産地を、毎年 5 産地増やすことを目指します。

※1 天敵を活用した I P M技術導入率：施設野菜 6 品目（いちご、ピーマン、ししとう、なす、さやいんげん、きゅうり）について、天敵を活用した I P M技術導入面積／作付面積で算出します。（安全農業推進課調べ）

※2 G A P導入産地数：G A P取組状況調査結果です。（安全農業推進課調べ）

2 肥料・農薬等の適正使用の推進

取組の方向性

安全・安心な農産物を供給するため、農薬使用者に対する安全使用の徹底やG A P手法について普及推進するとともに、環境負荷軽減のため、施肥基準に基づく適正施肥を推進します。

また、植物防疫法に基づき、病虫害の発生予察を行い適正な防除指導を行うとともに、本県未発生的重要病虫害の発生を監視するため、侵入警戒調査を実施します。

具体的な取組

ア 農薬安全使用・リスク管理の推進

- ・農薬危害防止運動期間を設け、関係者と連携した全県的な運動の一環として、農薬の安全かつ適正な使用のための研修会の開催や、農薬使用者や販売者への立入検査・指導、また、農薬使用の指導者となる農薬管理指導士の認定を促進します。
- ・農薬の安全使用を徹底するため、農薬使用のポイントをまとめた資料を作成、配布して直売所等へ個別に出荷している農業者などへ指導します。
- ・県産農産物の安全性を確認するため、農林総合研究センターにおいて、残留農薬等の検査を実施します。

イ 土壌保全・省資源型施肥体系の推進

- ・過剰な施肥はコスト面のデメリットだけでなく、環境に大きな負荷を与えることから適正施肥を推進するため、代表的農地の定点調査を継続して実施し、その結果を施肥基準の策定や土づくりに活用します。

ウ 植物防疫対策の推進

- ・病害虫の適正防除のため、発生予察調査を行い情報提供するとともに、指導者向け資料として病害虫雑草防除指針を作成・配布し、農業者等への指導を行います。
- ・本県では未発生の病害虫を監視するため、チチュウカイミバエ、ウリミバエ等重要病害虫の侵入警戒調査を実施します。

主な事業

- 農薬使用の指導者である農薬管理指導士の認定促進
- 適正施肥などによる土づくりの推進
- 病害虫の適正防除等の推進

【達成指標】

項目	現状 (25年度)	目標 (29年度)
農薬安全使用研修延べ受講者数* (累計)	4,612人 (21～25実績)	8,000人

* 年間900人の受講者の確保を目指します。

3 食育の推進

取組の方向性

平成25年1月に策定した第2次千葉県食育推進計画に基づき、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスの良い食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とし、県民一人ひとりが千葉県産の農林水産物を上手に食事に取り入れたバランスの良い食生活を実践することを目指します。

また、地域にはそれぞれの食材や食文化があり、そうした地域の良さを生かした食育活動を展開するためには、住民に身近な自治体である市町村が食育に取り組むことが重要であることから、全ての市町村が早期に食育推進計画を策定し、効果的な取組が行えるよう支援します。

具体的な取組

ア バランスの良い食生活の啓発

- ・食生活改善を推進する団体の活動支援などを通じた正しい知識の普及に努めます。
- ・子どもへの適切な生活習慣の定着を図るとともに、大人的生活習慣の改善を推進します。
- ・高齢者へ栄養・食生活の改善に関する指導、相談等を実施するとともに、自治会、ボランティア、行政、企業、商店街などが協力して、地域ぐるみで支援する仕組みを構築します。

イ 学校給食を通じた児童生徒への食に関する知識や食習慣の指導

- ・栄養教諭等と教職員が連携し、献立内容を教科等の内容と関連付けるなど、学校給食を生きた教材として活用した効果的な学習を実践します。
- ・学校給食における地場産物の活用など、地産地消を推進します。
- ・給食試食会や給食だよりで保護者に朝食の大切さやバランスのよい食事の在り方等を説明し、家庭での食育の重要性について啓発するなど、学校と家庭が連携した食育を推進します。

ウ 生産者との交流を通じて地域の食や食文化に触れる機会の拡大

- ・農林漁業者が消費者の求める情報を発信したり、要望を聞いて商品づくりに生かしたりするなど、消費者との関係を重視した取組を支援します。
- ・直売所や農業体験農園などを活用し、食と農のつながりを伝えられるような食育を推進します。
- ・ちば食育ボランティア^{※1}やおさかな普及員^{※2}などの活動を通して、地場産物の魅力や地産地消の良さ、地域の食文化などを伝えていきます。

※1 ちば食育ボランティア：学校や地域など食育活動を行う場で、農業体験の受入れや郷土料理の調理実習、食に関する知識等をお話するなど、幅広い分野で食育活動のサポートをする方々を登録し、紹介する県の制度です。

※2 おさかな普及員：千葉県産水産物の消費拡大及び魚食普及を推進するため、県内各地で多様な活動に積極的に取り組んでいる方を千葉県シーフード普及促進協議会が認定しています。

エ ちばの食育を進める環境づくり

- ・ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業、行政、教育関係者、農業協同組合など官民が連携した幅広い県民運動として食育活動を展開します。
- ・食育月間を設定し、食育に関わる関係者が一体的かつ集中的に普及啓発を行います。
- ・地域に根差した食育の推進を図るため、全ての市町村が早期に食育推進計画を策定して効果的な取組が行えるよう支援します。

主な事業

- 食と農のつながりを伝える食育の推進
- 魚食普及の強化
- 次世代における食育や高齢期における食育など、ライフステージに応じた食育の推進
- 学校給食を生きた教材として活用した食育の推進
- 農林漁業者等の6次産業化による地産地消の推進
- 農林漁業及び食に関する体験活動の促進
- 食育推進における連携体制の強化と市町村食育推進計画策定の促進

【達成指標】

項目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
ちば食育ボランティアの活動回数 (延べ) *	2, 266 回/年	2, 900 回/年

* ちば食育ボランティアの活動回数について、年5%以上の増加を目指します。

4 農林水産物の食品表示等の適正化の推進

取組の方向性

食品表示に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）に基づく、適正な食品表示について啓発・指導していきます。

また、米・米加工品の適正な流通を確保するため、米トレーサビリティ法（米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）に基づき、米穀事業者に対し、法の周知・徹底を図ります。

具体的な取組

ア JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

- ・ 県域に店舗を展開する食品販売事業者等に対し、巡回調査を実施して、適正表示の啓発・指導を行うとともに、農業事務所や水産事務所など県内15か所に食品表示に関する窓口を設置して、食品販売事業者や広く県民から寄せられる食品表示の相談に対応します。
- ・ 県特産品等について、遺伝子分析技術を活用した品種識別調査（DNA分析）等を行い、食品表示の適正化を図ります。
- ・ 直売所や6次産業化に取り組む農業者団体等を対象に表示指導を徹底します。

イ 米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化の推進

- ・ 県域に店舗を展開する米穀事業者に対し、巡回調査を実施するとともに、食品衛生法担当部局など関係機関等と連携し、法の周知・徹底を行います。
- ・ 農業事務所など県内11か所に窓口を設置して、米穀事業者の相談等に対応します。

- ・米を生産・販売する農業者や米穀事業者を対象に、巡回調査や広報誌・リーフレット等により重点的に指導します。

主な事業

- 食品表示の適正化の推進
- 米・米加工品の取引記録の作成・保存及び産地伝達の適正化の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24年度)	目 標 (29年度)
J A S法不適正表示率* ※	31.9%	10%以下

* 目標は、国の政策評価と同一です。

※ J A S法不適正表示率：農業事務所における巡回調査結果です。(安全農業推進課調べ)

5 農林水産物の放射性物質対策の徹底

取組の方向性

本県産農林水産物の安全性を確認し、適正な流通を図るため、定期的に放射性物質のモニタリング検査を継続して実施します。

また、モニタリング検査の結果は速やかに公表し、風評被害の防止に努めます。

なお、出荷制限等となった農林産物については、放射性物質低減対策の徹底により、出荷制限等の解除を目指します。

具体的な取組

ア 農産物

- ・県産農産物の安全性を確保するため、引き続き放射性物質低減対策の徹底を推進するとともに、風評被害防止と消費者の信頼確保に努めるため、モニタリング検査を実施し迅速な検査結果の公表を行います。

イ 畜産物

- ・県産畜産物の安全性と信頼性を確保するため、モニタリング検査を実施し、検査結果を公表するとともに、飼料給与を含めた飼育管理状況の確認を行います。

ウ 林産物

- ・県産特用林産物の安全性を確認するため、モニタリング検査を行います。
- ・出荷制限等が継続中のたけのこについては、出荷制限・自粛解除のため、除染等実証事業を継続し除染方法の確立と普及を図ります。
- ・出荷制限等が継続中の原木しいたけについては、出荷制限・自粛解除のため、生産者による放射性物質を低減させるための栽培管理の実施を推進します。

エ 水産物

- ・県産水産物の安全性の確保と風評被害の軽減を図るため、操業の実態や生息域等を考慮し計画的にモニタリング検査を行い、検査結果を速やかに公表します。
- ・モニタリング検査に当たっては、国と連携し、全国的な検査で比較的高い値が計測された魚種について、重点的に取り組みます。

主な事業

- 放射性物質検査による安全な農林水産物の供給

【達成指標】

項目	現 状* (25 年度)	目 標 (29 年度)
放射性物質による出荷制限等	○農産物 出荷制限 ^{※1} ・出荷自粛 ^{※2} なし ○林産物 出荷制限 原木しいたけ露地栽培 10 市、原木しいたけ施設栽培 3 市、たけのこ 4 市町、 出荷自粛 原木しいたけ 1 市、 乾しいたけ 1 市、たけのこ 2 市 ○水産物 出荷制限 ギンブナ、コイ（手賀沼）、ウナギ（利根川） 出荷自粛 モツゴ（手賀沼）、ギンブナ（利根川）、ウナギ（江戸川） ○畜産物 出荷制限・出荷自粛 なし	○適正なモニタリング計画に基づく検査の実施・公表 ○出荷制限、出荷自粛の解除を目指す

* 25 年 11 月末日現在で、市町村や河川流域単位で出荷制限・出荷自粛がされている品目です。

※1 出荷制限：原子力災害対策本部が、基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とし、出荷を認めず流通させないようにする措置です。

※2 出荷自粛：基準値を超えた品目について、生産地域の広がりがないと確認された場合、地方自治体が、当該地域・品目を対象とし、出荷しないよう要請し、流通させないようにする措置です。